

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

急速な少子化・高齢化の進展、生活習慣病の増加などの疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康に対する意識の高揚などにより、近年の保健医療を取り巻く環境は著しく変化しています。

国においては、今後の超高齢社会における医療政策として、「病院完結型医療」から、地域全体で治し、支える「地域完結型医療」への転換が必要であり、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、尊厳をもって人生の最期を迎えることができるようにしていくことが重要との基本方向が示されており、本県においても、これに沿って取組を進める必要があります。

また、将来を支える子どもたちが、安心・安全に生まれ育ち、家族や地域に支えられ、健やかに成長できるようにしていくことも必要です。

こうした中、県民一人ひとりが健やかで生きがいのある幸せな生活を送るためには、保健・医療・福祉が連携を取りながら、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立することが求められています。

また、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供するためには、医療機能の分化・連携を進めるとともに、退院患者の生活を支える在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが求められています。

これらの課題に適切に対応するため、国の定めた「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（以下「医療介護総合確保方針」という。）を踏まえて、本計画と同時に策定を進めた「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「市町村介護保険事業計画」との整合※を図りつつ、第8次の「岡山県保健医療計画」を策定しました。

※ 介護保険事業（支援）計画との整合

医療介護総合確保方針に基づき、県や市町村の医療・介護担当者に地域医師会等の有識者を交えた「医療及び介護の体制整備に係る協議の場」を二次保健医療圏単位で設置し、在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みに関する調整・協議を行いました。

2 計画の基本理念

本県では、県政の最上位計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、県民誰もが、良質な保健・医療・福祉サービスを受けられ、住み慣れた地域で安心して自立し暮らせる社会の実現を目指しています。

これを踏まえた本計画の基本理念は、「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制を確保する。」こととし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った医療情報の提供や、疾病の予防から治療、リハビリテーション、介護まで、より良質なサービスの提供体制の確立を目指します。

3 計画の性格

本計画は、次のような性格を有するものです。

- (1) 医療法（昭和23（1948）年法律第205号）第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画です。
- (2) 県民の高い健康水準の確保を目指し、少子化や高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画です。
- (3) 市町村においては、保健医療行政の計画的な推進のための指針となることを期待するものです。
- (4) 県民、関係機関、関係団体等においては、この計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するものです。

4 計画の期間

平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。

ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととします。

また、計画期間の中間年にあたる3年目に在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとします。